

PCB特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入要領

— PCB廃棄物保管等事業者の皆様へ —

PCB特別措置法第8条に基づく保管及び処分状況等届出書（様式第1号（1））の届出に際しては、届出様式に記載の「備考」の他、以下の記入要領をよくお読みいただいた上で、これらに従って記入していただくようお願いします。

記入が適切でない場合は、修正をしていただくことになります。

記入要領

●記入表

- 届出様式には、①から⑧までの表がありますが、全ての表を届け出てください。該当しない表がある場合は、その表に該当なしと記載してください。表⑦の記入内容が表①と同一である場合は、表⑦に「表①に同じ」と記入してください。

●届出者の記載欄

- 法人にあっては、「氏名」欄に登録等で用いている正式な名称を記入してください。法人格のない任意の団体については、団体名及び代表者の氏名ではなく、当該処理に責任を有する個人の氏名を記入してください（任意団体の名称の記入を希望する場合は、個人の氏名の後に括弧書きで記入してください。）。
- 「資本金の額又は出資の総額」欄は、算用数字で円の単位で記入してください。
- 「従業員数」欄は、算用数字で人の単位で記入してください。
- 業種については、別表1に例示しましたので、参考にして記載してください。

なお、特に以下の業種の方は注意して記載してください。

ゴム製品製造業について

〔自動車・航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業に
該当する場合は、その旨明確に記載してください。〕

卸売業と記載する業種

〔飲食料品卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、機械器具卸売業、
家具卸売業などが含まれます。〕

小売業と記載する業種

〔飲食料品小売業、百貨店、スーパー、家具小売業、機械器具小売業、燃料
小売業などが含まれます。〕

サービス業と記載する業種

〔洗濯業、理容業、美容業、浴場業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械
等修理業、娯楽業などが含まれます。〕

旅館業と記載する業種

旅館、ホテルなどが含まれます。

●表①から表⑧における廃棄物の記載

原則として、1台ずつ数えることのできるトランス等の電気機器は、電気機器ごとに1行に1台ずつ記入してください。ただし、家庭用電気製品等から取り外した小型のコンデンサなど1つの容器に多量に保管されている場合は、保管されている容器ごとに1行に1容器ずつ記入してください。（記入例を添付していますので参考にしてください。）

1) 「廃棄物の種類」

- ・廃棄物の種類には、別表2の廃棄物の分類表から、該当する種類の表記を選択して記入してください。該当する種類がない場合は「その他の廃棄物（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。
- ・製品名、略号、事業場内での呼称などの記載はしないでください。以下のとおり表記を統一してください。

統一表記	記載してはいけない表記の例
コンデンサ	コンデンサー、蓄電器、キャパシタ、ケミコン、PCB入りコンデンサ、進相コンデンサ
トランス	変圧器、Tr、PT、トランスフォーマー

《対象廃棄物が「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」である場合の留意事項》

- ・「廃棄物の種類」欄に「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（○○○○）」と記載し、○○○○中には、別表2の廃棄物の分類表から、該当する種類の表記を選択して記入してください。

（記載例） 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高圧トランス）

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ウエス）

※上記のような場合に、廃棄物の種類欄に単に「高圧トランス」や「ウエス」と記入することのないよう、記載の徹底をお願いします。

- ・「参考事項」の欄に当該絶縁油中のPCB濃度を記載してください。推定値の場合は「（推定）」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います。

（記載例） PCB濃度 45mg/kg

PCB濃度 50mg/kg（推定）

PCB濃度不明

- ・PCBを含む油のうち、当該油が、電気機器等に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物となったもの（柱上トランス油は除く。）である場合は、「廃棄物の種類」欄に「微量PCB汚染絶縁油」と記載し

てください。

※製造工程ラインで絶縁油が微量のPCBにより汚染された場合や、微量PCB汚染廃電気機器等から絶縁油を抜油した場合は考えられます。

※「参考事項」欄に、当該絶縁油中のPCB濃度を記載してください。推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います(記載例は上記参照)。

- ・ウエス又は汚泥等のうち、微量PCB汚染絶縁油が染み込み又は付着したものが廃棄物となったものである場合は、「廃棄物の種類」欄に「ウエス(微量PCB汚染絶縁油)」又は「汚泥(微量PCB汚染絶縁油)」等と記載してください。

※「参考事項」欄に、染み込み又は付着した微量PCB汚染絶縁油中のPCB濃度を記載してください。推定値の場合は「(推定)」と記載し、不明な場合は「濃度不明」と記載願います(記載例は上記参照)。

《対象物が現在使用中の電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等である場合の留意事項》

- ・「製品の種類」欄に「微量PCB汚染電気機器等(〇〇〇〇)」と記載し、〇〇〇〇中には、別表2の廃棄物の分類表を準用して、そこから、該当する種類の表記を選択して記入してください。

(記載例) 微量PCB汚染電気機器等(高圧トランス)

2) 「番号」

- ・一台ずつ数えることができる電気機器については、1台(1個)毎に整理番号を記入してください。小型電気機器等が1つの容器に多量に保管されている場合は、保管されている容器毎に整理番号を記入してください。
- ・前年度の届出で既に整理番号がある廃棄物についてはその番号を記入することとなりますが、前年度届出で1行に複数台まとめて記入したため整理番号が1つしかない場合は、その整理番号の末尾に枝番号を付して記入してください。

例：13年7月15日時点の保管状況等の届出時に「⑬-003」と記載としていたもの → 「⑬-003-01」「⑬-003-02」

3) 「量(単位)」

- ・1行に1台(個)で記載した電気機器の「量(単位)」には「1台」(または「1個」)と記入するとともに、合わせて、機器の重量をkg単位で記入して下さい(重量は機器の銘板に記載されてる例が多いですが、読みとれない場合や銘板がない場合等で重量が不明である場合は推定でも結構ですので必ず記入して下さい)。
- ・小型電気機器等が1つの容器に多量に保管されている場合は、容器毎の内容物の重量をkg単位で、容積をL(リットル)単位で、両方を単位とともに記入して

ください。容積しか分からない場合であっても、推定でも結構ですので重量は必ず記入してください。

- ・液状の廃棄物や、廃感圧紙、ウェス、汚泥等の場合も、重量をkg単位で、容積をL（リットル）単位で、両方を単位とともに記入してください。容積しか分からない場合であっても、推定でも結構ですので重量は必ず記入してください。

4) 「廃棄物の型式等」

「製造者名」

- ・電気機器については、機器の銘板に記載されている製造者名を記入してください。

「型式」

- ・電気機器については、機器の銘板に記載されている型式記号を記入してください。

「製造番号等」

- ・電気機器については、機器の銘板に記載されている製造番号、試験番号又は組立番号を記入してください。
- ・PCB油については、「KC300」、「KC500」、「Aroclor」などの製品名が分かれば記入してください。

「製造年月」

- ・電気機器については、機器の銘板に記載されている製造年月を記入してください。
- ・元号で記載されているものは元号で、西暦で記載されているものは西暦でそれぞれ「昭和40年5月」、「1965年4月」などのように年及び月は算用数字で記入してください。

「容量等」

- ・電気機器の場合は、電気機器の大きさを把握する手がかりとして重要ですので、必ず、電気機器の定格容量の数値を単位と合わせて記入してください。単位には、「KVA」、「KW」、「μF」、「pF」、「VA」等があります。定格容量（KVA）が不明の場合は、機器の寸法（幅×奥行×高さ）をmm単位で記入してください。

例：「1,200×1,200×600」のとき「1,200×1,200×600」

「1m×1m×0.5m」のとき「1,000×1,000×500」

5) 「区分」

- ・廃棄物のPCB濃度区分として、「高濃度」又は「低濃度」のいずれかに該当するものを○で囲んでください。
- ・「低濃度」とは、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に

係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいい、具体的には下記に挙げるものが該当します。

- ・微量PCB汚染廃電気機器等
 - 電気機器またはOFケーブルに使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの(微量PCB汚染絶縁油)
 - 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、または封入されたものが廃棄物となったもの（微量PCB汚染物）。
 - 微量PCB汚染廃油と微量PCB汚染物を処分するために処理したもの（微量PCB処理物）
- ・微量PCB汚染廃電気機器等を除く、PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃油、汚染物、処理物

- ・「高濃度」は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のPCB廃棄物が該当します。

電気機器がPCBを使用しているか否かについては、多くの場合、機器の銘板に記載されている型式等で判別が可能です。

具体の判別方法の詳細については（一社）日本電機工業会ホームページ（http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html）や各電気機器メーカーのホームページを参照してください。

- ・区分の判別ができない場合は、「参考事項」の欄に「区分不明」と記入してください。

6) 「保管の状況」

- ・なるべく下の表のいずれかの表記例を記入した上で、その状態について特記すべき事項があれば記入してください。
- ・トランスやコンデンサなどの電気機器の外側ケースは保管容器ではないので、そのまま保管している場合は「容器無し」または「裸」としてください。

容器の性状の表記	適用
容器無し または 裸	保管容器に収納していない場合。トランス等を裸で保管している場合も含む。
金属製箱	金属製の箱に収納して保管している場合。
ドラム缶（200L）	容積200Lのドラム缶（金属製）に収納して保

	管している場合。
ドラム缶（300L）	容積300Lのドラム缶（金属製）に収納して保管している場合。
ペール缶（〇〇L）	ペール缶に収納して保管している場合。左記「〇〇L」中には、容量を記入してください。不明の場合は「容量不明」と記入してください。
一斗缶	金属製の一斗缶に収納して保管している場合。
プラスチック容器	プラスチック製のタンク、ケース等に保管している場合。
段ボール箱	廃感圧紙などを段ボール箱に収納して保管している場合。
コンクリート槽	汚泥等をコンクリート槽に保管している場合。
屋外タンク	屋外タンクに収納して保管している場合。
屋内タンク	屋内タンクに収納して保管している場合。
その他の容器（ ）に収納	上のいずれでもない容器に保管している場合。 （ ）に具体的な容器の性状、材質、寸法その他、運び出しの可否などを記入する。

7) 「漏れ等のおそれ」

- ・容器等に収納されていて、外部への漏れはないものの、収納されている機器本体からの漏れがある場合は、漏れの程度に応じて、「機器ににじみ跡あり」、「容器ににじみ跡あり」、「容器内に液だまりあり」と記入ください。

8) 「参考事項」

- ・PCBを含む油は、できる限り「参考事項」欄にPCB含有濃度及び主たる油の名称（灯油、洗浄油、有機塩素溶剤等）を記入してください
- ・汚泥等については、できる限り「参考事項」欄にPCB含有濃度（推定でも可）及び含水率等を記入してください。

9) 「合計欄」

- ・合計欄については、1) 「廃棄物の種類」毎に合計の数量（台、重量等）を算出して記入してください。